

局 施 策 評 価 票

平成 **21** 年度実施施策

A時点: -	B時点: -	C時点: 22. 7月
		○

局名	保健福祉局
-----------	--------------

基本計画	柱	きずなを結ぶ
	大項目	すべての市民が人権を尊重され自分らしく暮らせるまちづくり
	取組みの方針	人権の尊重

担当局／総務担当課名	保健福祉局	総務課
連絡先	582-2497	

■ 21年度計画

Ⅱ-3-(1)-③

施策名	障害のある人の人権の尊重
------------	---------------------

施策の概要	何(誰)をどのような状態にしたいのか。	障害のある人の人権が尊重されるまちづくりを進めるため、障害のある人や障害に対する理解を深める啓発や成年後見制度の利用促進に努めます。
	その結果、実現を目指す取組みの方針名	人権の尊重

成果指標 (上段:指標名、下段:指標設定の考え方)	現状値		計画	平成21年度		目標値	
	年度	平成21年度		実績	達成度	年度	平成25年度
市民後見人の養成数	年度	平成21年度	計画	30 人	年度	平成25年度	
市民後見人の養成数の増加は、成年後見制度利用促進の環境整備に寄与するため、当施策の指標としました。目標値は健康福祉北九州総合計画(改訂版)で作成した目標値を行政評価システムの目標年次で換算したものです。	現状値	47人	実績	47 人	目標値	110人	
			達成度	156.7 %			
	年度		計画		年度		
	現状値		実績		目標値		
			達成度	%			
	年度		計画		年度		
	現状値		実績		目標値		
			達成度	%			
コスト	A時点 - B時点 - C時点 22.7月【21年度:執行額】			事業費	10,630 千円	構成事業にかかった人件費の目安(21年度)	
				うち一般財源	10,630 千円	5,632 千円	

■ 局施策に対する担当局の評価

局施策の評価	21年度評価	主な分析理由
成果指標の結果を踏まえ、構成事業の評価結果なども考慮し評価を行う。	B	市民後見人の養成数については、計画を大幅に上回る伸びで、最終年度の目標達成に向け順調な推移といえます。市民啓発については、障害者地域活動支援センターでイベントを実施し、門司では675人の参加者を集めて、障害に対する理解を深める啓発を行いました。また、「(仮称)障害のある人の人権啓発冊子」の作成にあたり、関係団体からの意見聴取や作業体制づくりに取り組みました。
今後の局施策の方向性	市民後見人の養成については、今後も成年後見制度利用者の増加が予想されるため、引き続き事業を推進していきます。市民啓発については、今後もイベント等を通じ積極的な啓発を行っていくほか、啓発冊子の作成も23年度の完成に向け、計画的に事業を進めていきます。	

【局施策評価】 A:大変良い状況にある B:概ね良い状況にある C:概ね良い状況とまでは言えない D:不十分な状況にある

■ 評価担当部署の意見

<input checked="" type="checkbox"/> 適切な評価	<input type="checkbox"/> 下記のとおり
施策の指標としては、「市民後見人の養成数」だけでなく、「市民後見人の登録数」や「市民後見制度の利用者数」等も検討することが必要であると考えます。	

施策名 障害のある人の人権の尊重

構成事業名	事業費			事業にかかった 人件費の目安 (21年度)	経費分類 裁量的経費 義務的経費 特別経費(重点) 特別経費(臨時)	今後の方向性		
	C時点【21年度:執行額】					—	—	21年度
	—	—	21年度					
障害者地域啓発事業			200 千円	1,515 千円	裁量的経費	—	—	ア
① 事業費のうち一般財源			200 千円					
「(仮称)障害のある人の人権啓発冊子」の作成				442 千円	裁量的経費	—	—	ア
② 事業費のうち一般財源								
権利擁護・市民後見促進事業			10,430 千円	3,675 千円	裁量経費	—	—	ウ
③ 事業費のうち一般財源			10,430 千円					
						—	—	
④ 事業費のうち一般財源								
						—	—	
⑤ 事業費のうち一般財源								
						—	—	
⑥ 事業費のうち一般財源								
						—	—	
⑦ 事業費のうち一般財源								
						—	—	
⑧ 事業費のうち一般財源								
						—	—	
⑨ 事業費のうち一般財源								
						—	—	
⑩ 事業費のうち一般財源								

局施策全体のコスト	—	—	21年度	
			事業費	人件費(目安)
			10,630 千円	5,632 千円
施策全体の事業費のうち一般財源			10,630 千円	

局施策の
21年度評価

B

【局施策評価】
A:大変良い状況にある
B:概ね良い状況にある
C:概ね良い状況とまでは言えない
D:不十分な状況にある

【事業の今後の方向性】 ア:事業の見直しを図ることが可能 イ:休止・廃止を検討 ウ:現状のまま進めることが適当 エ:終了

事業評価票

平成21年度実施事業	新規	継続
		○

A時点: -	B時点: -	C時点: 22.7月
		○

担当局/課	保健福祉局	精神保健福祉センター
連絡先	522-8729	

基本計画	柱	きずなを結ぶ
	大項目	すべての市民が人権を尊重され自分らしく暮らせるまちづくり
	取組みの方針	人権の尊重
	主要施策	障害のある人の人権の尊重

関連計画	北九州市障害者支援計画
事業期間	平成14年度～平成25年度
経費区分	裁量的経費

II-3-(1)-③

事業名	障害者地域啓発事業
-----	-----------

【事業の概要】	何(誰)をどのような状態にしたいのか。	あらゆる障害者が、地域で安心して暮らすことができることが当たり前の社会を実現することを目指し、障害者地域活動センター(門司区・小倉南区・八幡西区・戸畑区)に各1箇所、計4箇所に北九州市が設置。障害者の就労支援や生活支援など、障害福祉サービスを提供し、障害者の地域生活の拠点となる施設。)において、施設での活動を紹介するステージイベントを行うなど、市民に対する障害理解のための啓発活動として、施設利用者(障害者)と地域住民が交流するイベントを実施します。		
	その結果、実現を目指す施策名と成果	施策名	障害のある人の人権の尊重	成果
				① ② ③

目的実現の【手段】	実施工程	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	計画変更理由	
		当初計画	門司障害者地域活動センターでイベント啓発イベント実施(参加者500人以上)	門司障害者地域活動センターでイベント啓発イベント実施(参加者500人以上)	戸畑障害者地域活動センターでイベント啓発イベント実施(参加者500人以上)	戸畑障害者地域活動センターでイベント啓発イベント実施(参加者500人以上)		戸畑障害者地域活動センターでイベント啓発イベント実施(参加者500人以上)
	現状	門司障害者地域活動センターでイベント啓発イベント実施(参加者675人以上)	門司障害者地域活動センターでイベント啓発イベント実施(参加者500人以上)	戸畑障害者地域活動センターでイベント啓発イベント実施(参加者500人以上)	戸畑障害者地域活動センターでイベント啓発イベント実施(参加者500人以上)	戸畑障害者地域活動センターでイベント啓発イベント実施(参加者500人以上)		
実施状況	成果・活動指標 (上段:指標名、下段:指標設定の考え方)						平成21年度	目標
	障害者地域活動センターでのイベント参加者数				計画	500 人	年度	平成25年度
	3障害を対象とする施設として設置されている市内の地域活動支援センターを会場に、地域の人が参加する啓発事業(イベント)を実施します。(1センターあたり年1回、3年間)				実績	675 人	内容	500人以上
					達成度	135.0 %	内容	
コスト	A時点 - B時点 - C時点 22.7月【21年度:執行額】				事業費	200 千円	事業にかかった人件費の目安(21年度)	
					うち一般財源	200 千円	1,515 千円	
単年度計画								

【事業の実施結果・進捗状況の確認】

実施結果	21年度に実施した結果、当初計画(実施工程)に対する進捗状況はどうか。	門司障害者地域活動センターにおいて、同センターが開催する「門司活まつり」と共催して啓発を実施し、675人の参加を得ました。
------	-------------------------------------	---

【事業の再検証】

評価	有効性 この事業は施策の実現に対し、効果があったのか。	4: 高い 3: やや高い 2: やや低い 1: 低い	3	障害者地域活動センターをその拠点とする中で、行政主導ではなく地域の協力を得ながらの事業実施が可能となっており、地域を巻き込んだ取り組みとしては有効と考えます。ただし、施策実現に必要な障害者に対する理解や啓発については、特に、身体障害・知的障害とは異なり外見からは分かりにくい精神障害を理解できるよう、啓発冊子の配布、精神障害者と交流する機会の提供など、さらなる工夫が必要です。
	経済性・効率性 同じ効果をより低いコストで得られないか。または、同じコストでより高い効果を得られないか。		3	近隣の施設や企業の協力、協賛を得ることで、より経済的な運営を図っています。
	適時性 今実施しなかった場合、施策実現に対する影響はどうか。		3	障害者地域活動センターが開設され数年たった時点での事業実施とすることで、同センターも地域特性を踏まえ効果的な動きが可能となっています。
	市の関与の必要性 実施主体として市が適切なのか。市の関与をなくすことはできないのか。		3	地域における自主活動を促す役割を果たすという意味で、1箇所につき3年という期限付きで事業を実施するという手法は有効であり、よいきっかけづくりになっていると考えます。
今後の方向性	評価結果を検証した上で、今後の事業の方向性(いつから何をどうするのか)を決定する。	ア: 事業の見直しを図ることが可能 イ: 休止・廃止を検討 ウ: 現状のまま進めることが適当 エ: 終了	ア	平成22年度は、門司での事業実施は最終年(3年目)を迎えることから、行政の関与を減らし、施設利用者(障害者)や施設スタッフ、地域住民を中心に企画・運営ができるよう、地域による自主運営を目指した支援が必要となります。また、平成23年度からは新たに戸畑で事業を実施することから、地域や施設の特性に応じた事業運営を図る必要があります。

事業評価票

平成21年度実施事業	新規	継続
	○	

A時点: -	B時点: -	C時点: 22.7月
		○

担当局/課	保健福祉局	障害福祉課
連絡先	582-2424	

基本計画	柱	きずなを結ぶ
	大項目	すべての市民が人権を尊重され自分らしく暮らせるまちづくり
	取組みの方針	人権の尊重
	主要施策	障害のある人の人権の尊重

関連計画	北九州市障害者支援計画実施計画
事業期間	平成21年度～平成23年度
経費区分	裁量的経費

II-3-(1)-③

事業名	「(仮称)障害のある人の人権啓発冊子」の作成
-----	------------------------

【事業の概要】	何(誰)をどのような状態にしたいのか。	障害や障害のある方に対する、市民、企業、行政機関における正しい理解や知識を深めるため、障害の種類や特性などの説明、障害によって生じる日常生活において不便な事などを分かりやすく説明するとともに、「何が障害のある人の差別にあたるのか、何が権利の侵害にあたるのか」などについて具体的な事例を紹介した小冊子を作成し、啓発を図ります。		
	その結果、実現を目指す施策名と成果	施策名	障害のある人の人権の尊重	成果
				① ② ③

【目的実現の為に実施する内容】	実施工程	当初計画	平成21年度 ・他市の状況調査(18市) ・関係団体へのヒアリング ・冊子作成にあたっての作業部会等調整	平成22年度 ・他県・市の取組内容を研究 ・関係団体の意見集約 ・作業部会の実施及び企画案作成	平成23年度 ・冊子作成・配布	平成24年度 ・冊子を活用した人権啓発	平成25年度 ・冊子を活用した人権啓発	計画変更理由			
		現状	・他市の状況調査(18市) ・関係団体へのヒアリング ・冊子作成にあたっての作業部会等調整	・他県・市の取組内容を研究 ・関係団体の意見集約 ・作業部会の実施及び企画案作成	・冊子作成・配布	・冊子を活用した人権啓発	・冊子を活用した人権啓発				
	実施状況	成果・活動指標 (上段:指標名、下段:指標設定の考え方)						平成21年度	目標		
		障害のある人の人権尊重について関係団体等からの意見集約・調整、他都市の状況調査						計画	18 市	年度	平成23年度
		障害のある人の視点に立ち、「何が差別にあたるのか、何が権利侵害にあたるのか」等について関係団体からの意見の集約・調整を行うとともに、市民、企業等が正しく理解し、実践するきっかけにつながる啓発効果の高いものとするため幅広い分野の構成員から成る作業部会を設置し、研究・検討を進めます。						実績	18 市	内容	冊子の作成・配布
		障害のある人の人権尊重について啓発の推進						達成度	%		
コスト	A時点 - B時点 - C時点 22.7月【21年度:執行額】						事業費	千円	事業にかかった人件費の目安(21年度)		
							うち一般財源	千円	442 千円		
単年度計画											

【事業の実施結果・進捗状況の確認】

実施結果	21年度に実施した結果、当初計画(実施工程)に対する進捗状況はどうか。	他都市等の状況等について、概ね把握することができました。また、関係団体のヒアリングを通じて、市民全体への啓発を進める取組みに関する、大変参考になる意見を得ることができました。
------	-------------------------------------	---

【事業の再検証】

評価	有効性 この事業は施策の実現に対し、効果があったのか。	4: 高い 3: やや高い 2: やや低い 1: 低い	4	障害のある人が地域社会の一員として安心して暮らしていけるよう、市民啓発を効果的に推進する取組みの一つとして当冊子作成の有効性は高いと考えます。
	経済性・効率性 同じ効果をより低いコストで得られないか。または、同じコストでより高い効果を得られないか。		4	既に組織されている本市の障害者自立支援協議会を活用して内容を検討することで、効率的でコストがかからないよう遂行しています。
	適時性 今実施しなかった場合、施策実現に対する影響はどうか。		4	市民の人権に対する意識の高揚・醸成を図るため、一步一步着実に進める啓発活動が重要です。
	市の関与の必要性 実施主体として市が適切なものか。市の関与をなくすことはできないのか。		4	市民、企業等まち全体での取組みにつながる啓発活動が必要とされるため、他の実施主体は考えられません。
今後の方向性	評価結果を検証した上で、今後の事業の方向性(いつから何をどうするのか)を決定する。	ア:事業の見直しを図ることが可能 イ:休止・廃止を検討 ウ:現状のまま進めることが適当 エ:終了	ア	先進市等における具体的な取り組みや懸案事項について、さらに研究・検討を進めます。また、何を伝えるべきか、何を理解してほしいのかについて障害のある人の意見を十分反映できるよう編集を進めるとともに、啓発効果の高いものとなるよう、当事者を含む幅広い分野の協働により具体的な内容(視点、見せ方等)についてとりまとめる必要があります。

事業評価票

平成21年度実施事業	新規	継続
		○

A時点: -	B時点: -	C時点: 22.7月
		○

担当局/課	保健福祉局 高齢者支援課
連絡先	582-2407

基本計画	柱	きずなを結ぶ
	大項目	すべての市民が人権を尊重され自分らしく暮らせるまちづくり
	取組みの方針	人権の尊重
	主要施策	障害のある人の人権の尊重

関連計画	第二次高齢者支援計画
事業期間	平成21年度～平成25年度
経費区分	裁量経費

II-3-(1)-③

事業名	権利擁護・市民後見促進事業
-----	---------------

【事業の概要】	何(誰)をどのような状態にしたいのか。	弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職による第三者後見人が将来不足することに備え、契約能力の低下した認知症高齢者等に対し、福祉サービスの利用調整や日常生活の見守りを中心として成年後見業務を担う「市民後見人」を養成するとともに、養成した後見人を登録し、後見業務を法人として提供する機関に補助金を交付し、成年後見制度の利用促進を図ります。			
	その結果、実現を目指す施策名と成果	施策名	団塊の世代の活用	成果	① 市民後見人の養成数
					②
					③

【目的実現の為に実施する内容】	実施工程	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	計画変更理由		
		当初計画	市民後見人養成研修の実施 養成数 延べ30人	養成数 延べ50人	養成数 延べ70人	養成数 延べ90人		養成数 延べ110人	
		現状	市民後見人養成研修の実施 養成数 延べ47人	養成数 延べ50人	養成数 延べ70人	養成数 延べ90人		養成数 延べ110人	
実施状況	成果・活動指標（上段：指標名、下段：指標設定の考え方）					平成21年度	目標		
	市民後見人の養成数				計画	30 人	年度 平成25年度		
	社会貢献活動に熱意を抱く市民を対象に市民後見人養成研修を行い、成年後見制度の担い手や理解者を増やしていきます。				実績	47 人	内容 延べ110人		
	達成度					156.7 %			
コスト	法人後見受任件数				計画	30 件	年度 平成25年度		
	市民後見人養成研修の修了者が第三者後見人として単独で後見業務を受任することが困難なため、北九州市社会福祉協議会が市民後見人の受け皿となって法人後見業務を行い、成年後見制度の利用を促進します。				実績	12 件	内容 30件/年		
	達成度					40.0 %			
単年度計画	A時点 -					事業費	10,430 千円	事業にかかった人件費の目安(21年度)	
	B時点 -					うち一般財源	10,430 千円		3,675 千円
	C時点 22.7月【21年度：執行額】								

【事業の実施結果・進捗状況の確認】

実施結果	21年度に実施した結果、当初計画(実施工程)に対する進捗状況はどうか。	平成19年10月に市民後見人養成研修(基礎研修、実務研修)に着手し、平成20年度までに、31名が研修を修了しており、平成21年度は、第2期の基礎研修を良好に修了した者のうち、引き続き研修受講を希望する者を対象とした実務研修を行い、16名が研修を修了しました。市民後見人の養成数は延べ47名となり、当初計画を上回る養成数となりました。平成21年度の法人後見提供件数は、事業開始年度のため関係機関との調整等もあり、12件となり当初計画を下回りましたが、今後は家庭裁判所等との連携を強め、後見業務の提供件数を増やしていきます。
------	-------------------------------------	--

【事業の再検証】

評価	有効性 この事業は施策の実現に対し、効果があったのか。	4	社会貢献活動に熱意を抱く市民後見人が後見業務を行うことで、市民の視点を活かし、高齢者等の意思を尊重しながら、きめ細やかな支援ができ、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるものと考えています。
	経済性・効率性 同じ効果をより低いコストで得られないか。または、同じコストでより高い効果を得られないか。	4	市民後見人養成研修の修了者の受け皿など、現時点で履行可能な事業者は、権利擁護・市民後見センターを有する北九州市社会福祉協議会に限られるため、同じ効果をより低いコストで実施することは困難であると考えています。
	適時性 今実施しなかった場合、施策実現に対する影響はどうか。	4	認知症高齢者等の増加に伴い、成年後見制度の利用者は大幅に伸びていくと予想され、市民後見人への期待はますます大きくなるため、今後も本事業を積極的に実施していく必要があると考えています。
	市の関与の必要性 実施主体として市が適切なのか。市の関与をなくすることはできないのか。	4	現在のところ、他の実施主体は考えられず、市民後見人養成研修の実施主体は市が適当だと考えています。
今後の方向性	評価結果を検証した上で、今後の事業の方向性(いつから何をどうするのか)を決定する。	ウ	専門職の第三者後見人が将来不足することに備え、市民後見人を活用することにより、「成年後見制度」の担い手が増え、この制度の利用促進を図ることができます。今度も積極的な取組みを進めていくべきであると考えています。